

人口減少・地域活性化対策特別委員会資料

令和5年6月26日(月)

福祉保健部

目次

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組 3-10

- 1 本県の少子化の現状
- 2 本県が目指す将来像
- 3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

【参考】次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」 ※主な施策

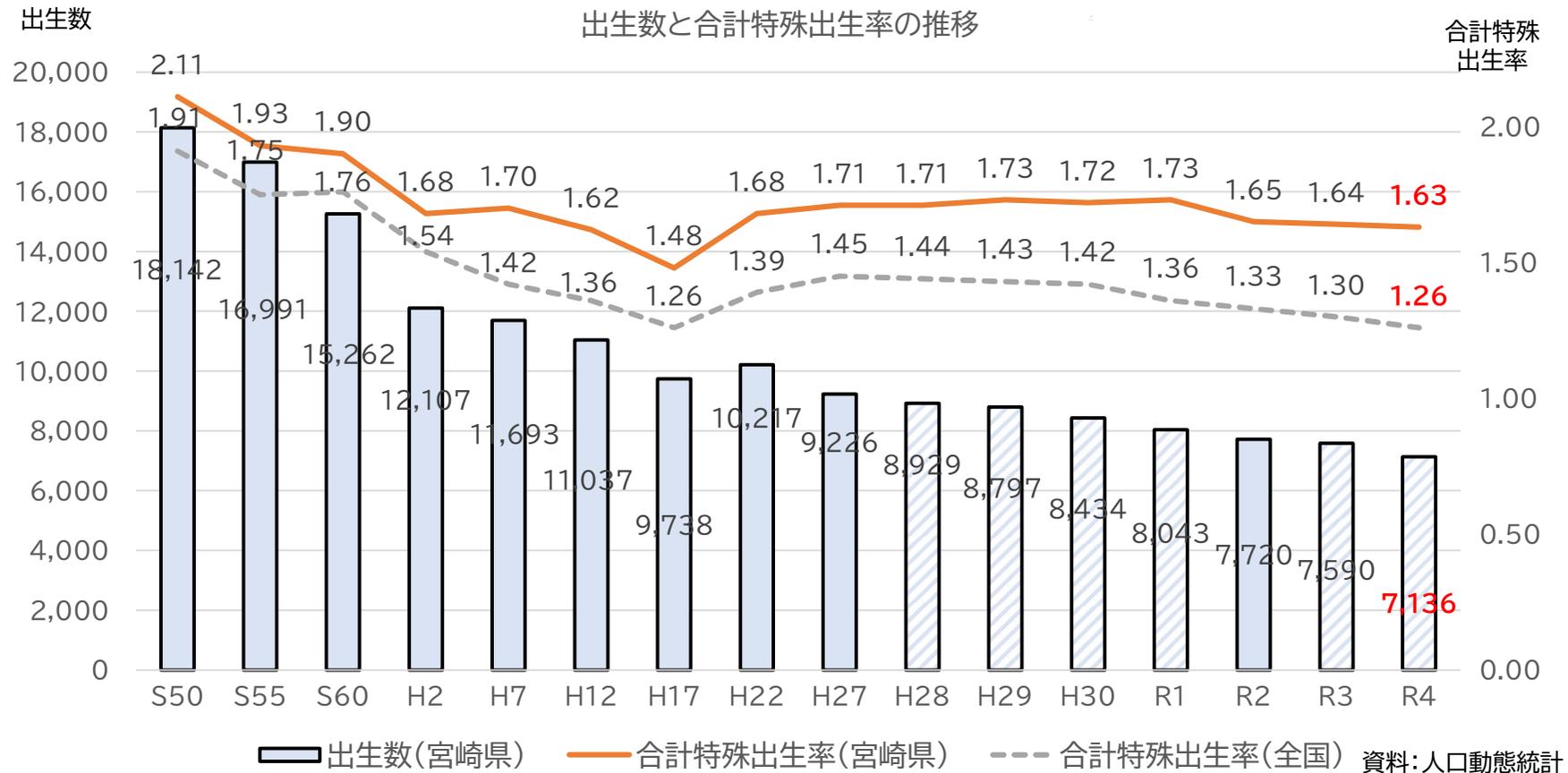
II 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進 11-20

- 1 子どもの貧困対策
- 2 障がい児支援
- 3 ひとり親支援
- 4 ヤングケアラー支援

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

1 本県の少子化の現状

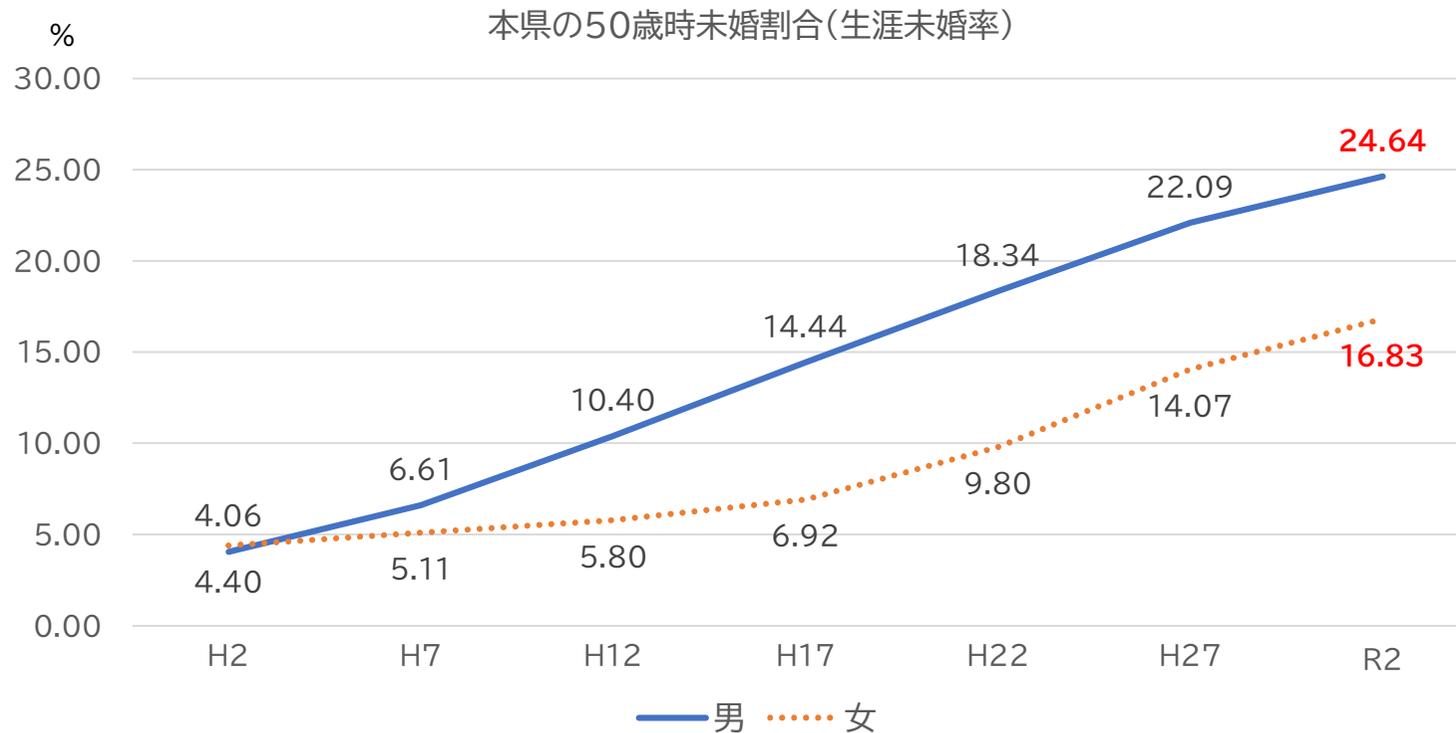
(1) 出生数・合計特殊出生率



- 合計特殊出生率は平成17年を底に、持ち直しの動きが見られたものの、ここ数年は低下傾向
- 令和4年の合計特殊出生率(概数)は1.63で全国2位
- 出生数はこの30年間で41%減少、この10年間で28%減少
- 令和4年(概数)は7,136人と過去最少、この30年で最も大きな落ち込み(▲6.0%)

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

(2) 少子化の主な要因（未婚化）



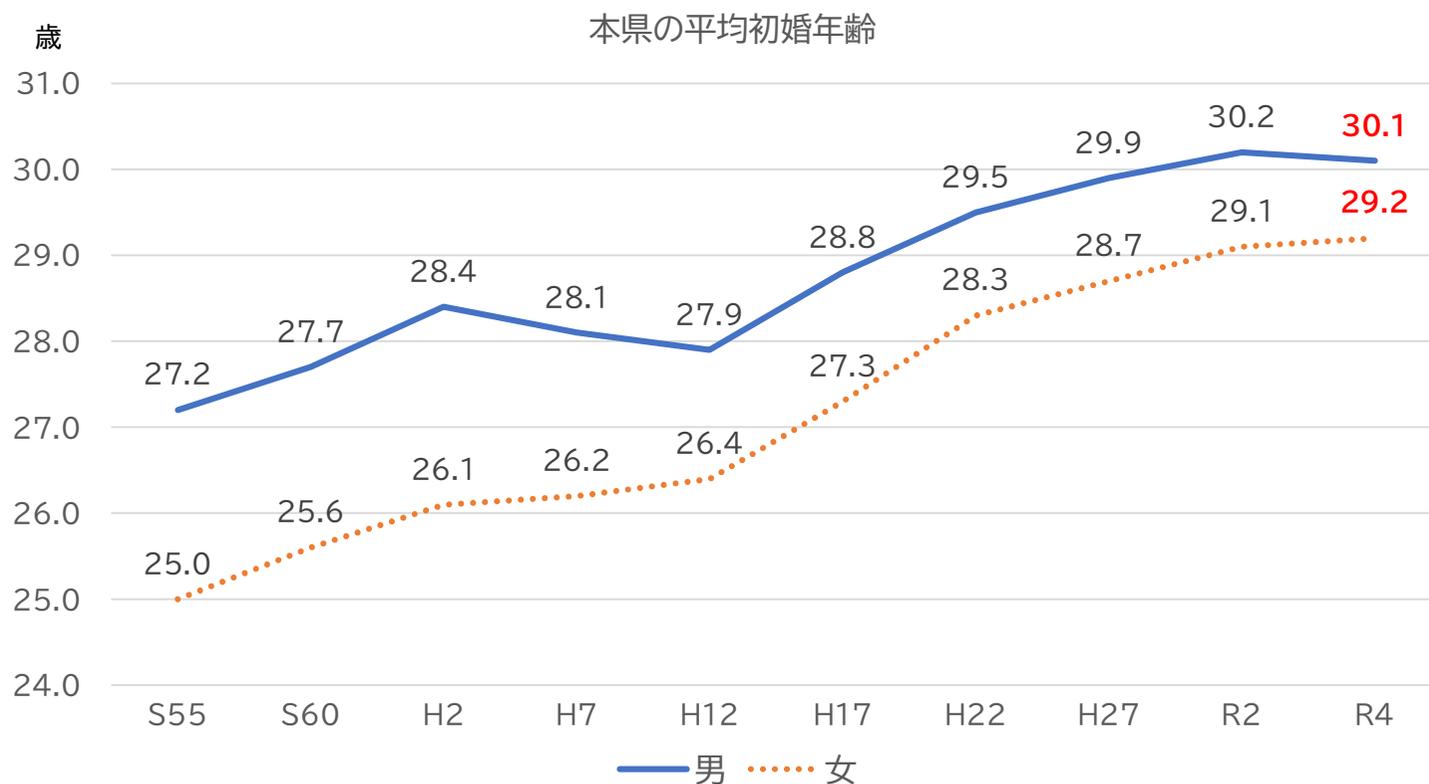
資料:国立社会保障・人口問題研究所

- 未婚者の約83%が「いずれ結婚するつもり」との意向(R1:宮崎県「結婚・子育て意識調査」)
- 50歳時未婚割合(生涯未婚率)は、男女とも4%台だった平成2年と比較して大きく上昇
R2:男性24.64%、女性16.83%

※全国平均(R2):男性28.3%、女性17.8%

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

(3) 少子化の主な要因（晩婚化）

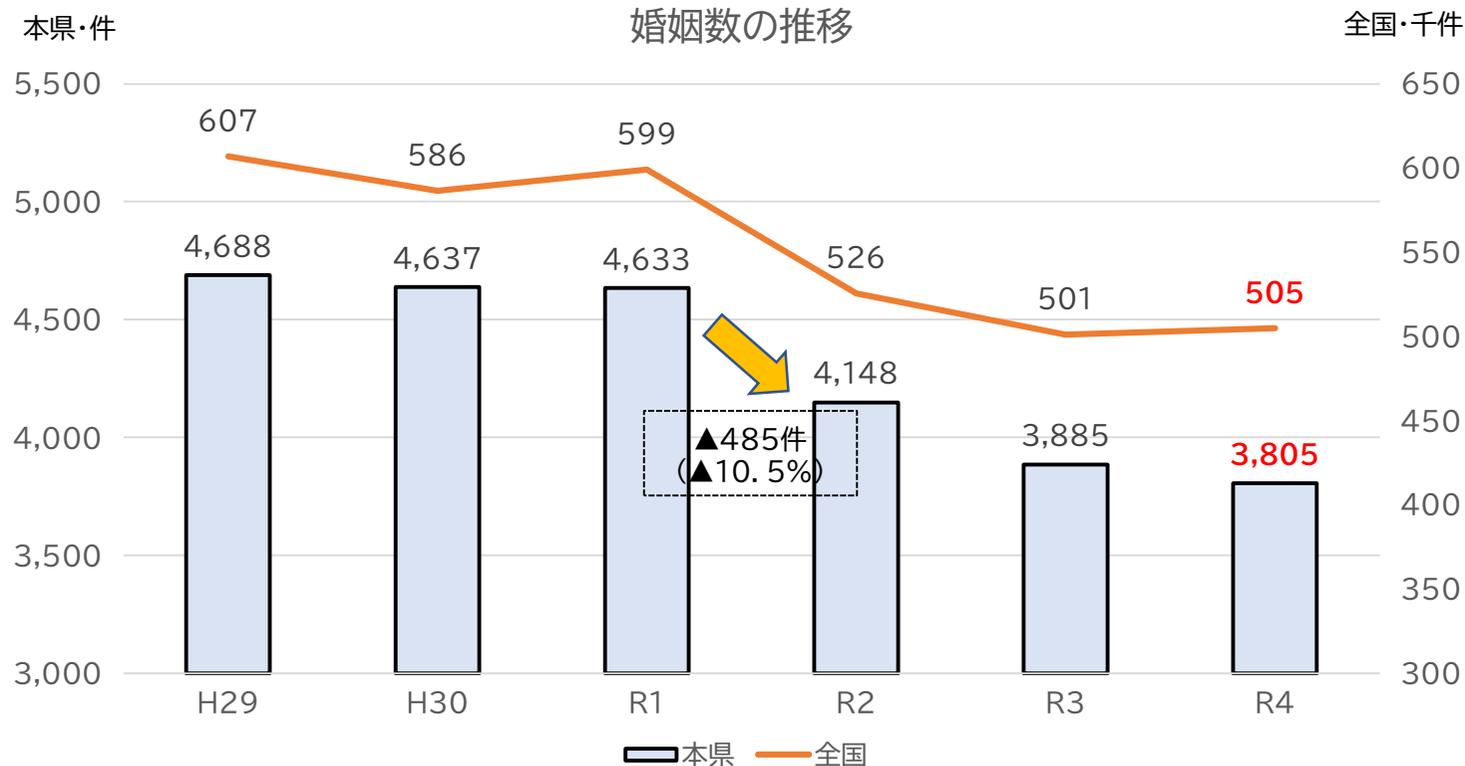


- 平均初婚年齢は男女とも上昇傾向。昭和55年と比較して、男性で2.9歳、女性で4.2歳上昇
R4: **男性30.1歳**、**女性29.2歳**

※全国平均(R4):男性31.1歳、女性29.7歳

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

(4) 少子化の主な要因（コロナ禍による婚姻数の減少）

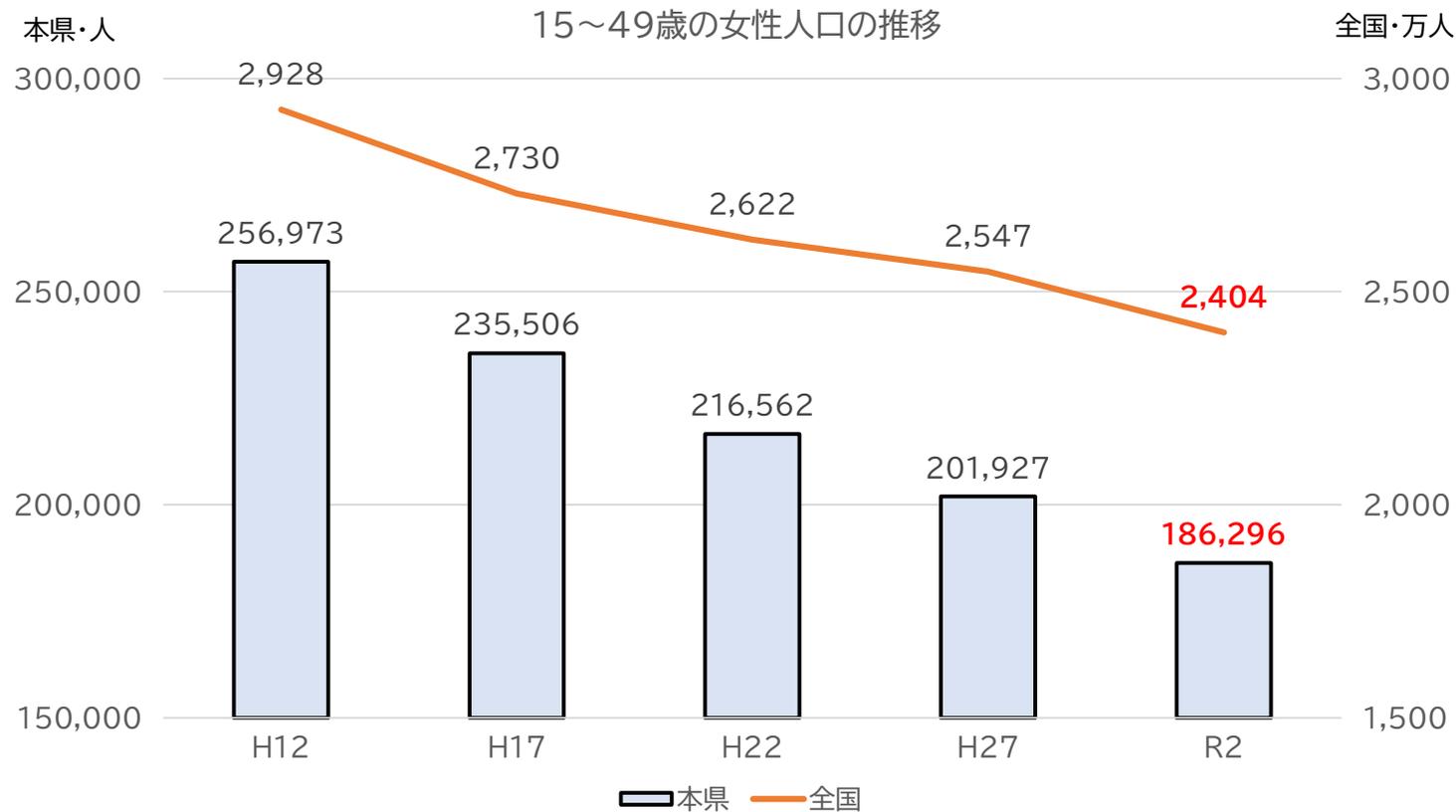


- 新型コロナウイルス感染症の影響(R2～R4)により、出逢いの機会が減ったことや、経済的に厳しくなったことによる将来への不安感などから、婚姻数は大きく減少(R1→R2:▲10.5%)
- 令和4年(概数)は3,805件と過去最少で前年比▲2.1%(全国的には0.7%増加)

※ 婚姻数の大きな落ち込みが、令和4年の出生数の大きな落ち込みに影響したと考えられる。

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

(5) 少子化の主な要因（子どもを生む世代の女性人口の減少）



○ 本県の令和2年の15～49歳の女性人口は186,296人と、10年前と比較して30,266人減少(▲14.0%)、20年前と比較して70,677人減少(▲27.5%)

※全国の状況:10年前と比較して▲8.3%、20年前と比較して▲17.9%

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

2 本県が目指す将来像（県総合計画アクションプラン（案）より）

プログラムⅢ 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍

【政策1】 子どもを生き育てやすい県づくり

重点項目1 結婚・出産の希望がかなう環境づくり

- 外部有識者等による議論を踏まえた少子化対策の強化
- みやざき結婚サポートセンター等による出会いの機会の創出
- 従業員への理解・サポート制度の充実など出会い・結婚支援に取り組む企業等への支援
- 女性専門相談センターや不妊専門相談センターなど妊娠・出産に関する相談体制の充実
- 不妊治療への理解促進に向けた啓発や不妊治療等を受ける夫婦への経済的支援
- 地域分散型の周産期医療体制の更なる充実と現在の機能の維持

重点項目2 安心して子育てしやすい環境づくり

- 子育て支援施策に関する情報提供やライフデザイン事業などによる子育てに係る不安や負担の軽減
- 子育て支援拠点や放課後児童クラブなど地域の子育て支援体制の整備
- 男性の家事・育児等への参画推進、柔軟な働き方の導入など子育て支援に取り組む企業等への支援
- 修学資金の貸付けや業務のICT化支援による労働環境の改善など保育士等の安定的な確保
- 幼児教育センターの設置による幼保小連携・接続の強化や保育士・幼稚園教諭の研修の充実

【指標】

合計特殊出生率

現況：1.64（令和3年）



目標：1.8台（令和8年）

みやざき結婚サポートセンターを通じた成婚数（累計）

現況：136組（令和4年度）



目標：204組（令和8年度）

病児保育事業実施施設数

現況：32か所（令和4年度）



目標：35か所（令和8年度）

育児休業取得率

現況：男性 25.8%

女性 98.4%（令和4年度）



目標：男性 50%

女性 100%（令和8年度）

I 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

○全体像 (令和5年度主な取組：(新)は6月補正事業)

結婚前	出逢い・結婚	妊娠・出産	子育て
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフデザイン事業 (学生・社会人向け) ・ 婚活イベント学生アイデアコンテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みやざき結婚サポート事業 ・ ひなたのグループ婚活事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●(新) 不妊治療費支援事業 ●(新) 妊産婦健診通院支援事業 ・ 出産・子育て応援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●(新) 病児保育利用促進事業 ●(新) おむつの負担軽減モデル事業 ●(新) 「家事・育児」シェア推進事業 ・ 児童手当(～中学生) ・ 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブ等の13事業) ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 子育て支援乳幼児医療費助成事業 ・ ライフデザイン事業(新婚世帯向け)
機運醸成・市町村連携			
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひなたの出逢い・子育て応援運動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援運動推進大会 ・ 子育て応援フェスティバル ・ 子育て応援カード ・ 出逢い・子育て環境づくり支援事業 ・ 出逢い・子育て支援ポータルサイトの充実 ・ 少子化対策市町村支援事業 ●(新) 未来につなげる少子化対策調査事業 			

1 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

【参考】次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」 ※主な施策

① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

○児童手当の拡充

- ・ 所得制限を撤廃し、支給期間を高校卒業まで延長。また、多子加算として第3子以降は3万円支給

○出産等の経済的負担の軽減

- ・ 「出産・子育て応援交付金(10万円)」について制度化等を検討
- ・ 本年4月から出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)
- ・ 2026年度を目処に出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を検討

○医療費等の負担軽減

- ・ こども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止

② 全てのこども・子育て世帯等を対象とする支援の拡充

○幼児教育・保育の質の向上

- ・ 職員配置基準について、1歳児は6:1から5:1へ、4・5歳児は30:1から25:1へ改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士の更なる処遇改善を検討

○全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充

- ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度(仮称)」を創設

③ 共働き・共育ての推進

○男性育休の取得促進

- ・ 男性の育児休業取得率について、目標値を大幅に引上げ(2025年まで 民間30%→50%)
- ・ 「産後パパ育休」を念頭に、給付率を現行の67%から8割程度(手取り10割相当)に引上げ

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

1 子どもの貧困対策

(1) 現状と課題

○コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果

【調査概要】

コロナ禍の長期化が生活困窮世帯の子どもに与える影響が懸念されたため、令和4年度に県内の中学2年生及びその保護者5,500組（回答数1,944組）に対して実態調査を実施（令和2年度に国が実施した全国調査を基に、本県でも実施したもの）

【主な調査結果】

（保護者の状況）

表1

	全国	本県
世帯収入の平均(※「等価世帯収入」の中央値)	317.54万円	245.97万円
上記平均の1/2未満の世帯(以下「1/2未満世帯」)の割合	12.4%	12.0%

表2

	全国	本県		
		全体	1/2未満世帯	ひとり親世帯
ひとり親世帯の割合	12.5%	15.0%	49.4%	—
生活が「苦しい・大変苦しい」世帯の割合	25.3%	30.1%	72.1%	55.3%
大卒以上の進学を希望する世帯の割合	50.1%	42.6%	17.2%	22.0%
コロナ前と比較し収入の減少した世帯の割合	32.5%	25.8%	48.9%	31.3%

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

(子どもの状況)

表 3

	全国	本県		
		全体	1/2未満世帯	ひとり親世帯
毎日(週5日)通学する生徒の割合	—	94.4%	88.8%	87.3%
成績が「やや下の方・下の方」の割合	33.0%	29.0%	46.4%	40.9%
大卒以上の進学を希望する生徒の割合	49.7%	26.4%	12.4%	16.2%
朝食を毎日食べる生徒の割合	82.0%	83.1%	73.0%	70.1%
逆境体験のない生徒の割合	75.5%	76.3%	51.5%	32.6%
おこづかいの平均金額	—	5,211円	4,746円	4,641円
コロナ前と比較し授業の理解度が減った生徒の割合	26.4%	26.7%	38.6%	35.4%

表 4

	学習支援	こども食堂	相談場所
1/2未満世帯における支援の利用状況 (利用したことがある生徒の割合)	5.6%	5.6%	2.1%
1/2未満世帯における支援の利用状況 (利用したい生徒の割合)	39.9%	21.5%	18.5%
ひとり親世帯における支援の利用状況 (利用したことがある生徒の割合)	4.8%	5.5%	2.4%
ひとり親世帯における支援の利用状況 (利用したい生徒の割合)	36.1%	18.6%	12.4%

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

(2) 主な取組

① 支援体制の整備

○子どもの貧困対策人材育成研修事業

- (目的) ・人材の育成による支援体制の構築
 ・支援者間のネットワークづくりの推進

- (内容) ・子どもの貧困対策に取り組む福祉・教育関係者、団体職員等を対象とした研修会の実施



② 子どもの居場所づくり

○つながりの場づくり緊急支援事業

- (目的) ・子どもが安心して利用できる地域の居場所の確保
 ・生活困窮世帯の支援

- (内容) ・子ども食堂やフードバンク、学習支援など、
 子どもの貧困対策に取り組む民間団体の活動経費を支援
 補助対象上限額：1団体当たり50万円
 補助率：初年度10/10、2年目2/3、3年目1/3以内

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

③ 教育・就職の支援

○進学・就職支援制度紹介冊子「桜さく成長応援ガイド」の作成・配付

(目的) ・進学・就職支援

(内容) ・進学費用・奨学金・授業料等減免制度や就職に必要な経費等に関する給付・貸付の紹介、相談窓口・子ども食堂等を掲載した冊子を作成し、県内全ての中学生・高校生・特別支援学校生及び市町村・関係機関等に配布

○生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

(目的) ・子どもの学力向上

・生活習慣の改善

(内容) ・生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯等の中学生から高校生までの子どもを対象に、オンラインを活用した個別の学習支援や体験型学習、保護者への生活相談の実施



Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

2 障がい児支援

(1) 現状

県内の障がい者の状況

	令和元年度		令和4年度	
		うち18歳未満		うち18歳未満
身体障がい	61,391人	933人	56,837人	892人
知的障がい	12,063人	2,379人	12,530人	2,447人
精神障がい	9,303人	253人	10,997人	276人
合 計	82,757人	3,565人	80,364人	3,615人

※ 各年度末の身体障害者手帳（身体障がい）、療育手帳（知的障がい）、精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）の保持者数

(2) 課題

- ・ 国の制度に基づき手当の支給や障害福祉サービスの提供を行っている一方、様々な障がいに対する支援ニーズも多様化してきている。
- ・ 明確な障がいの判断が難しい発達障がいについては、その早期発見・早期支援が重要であり、周囲が理解して関わりながら支援していくことが必要とされている。
- ・ また、人工呼吸器の装着など医療的ケアを必要とする子どもが増えてきており、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、専門人材の養成・確保など支援体制の強化が課題となっている。

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

(3) 主な取組

① 発達障がい児に関する支援

【取組例】

- ・発達障害者支援センターにおける支援、関係機関との連携強化
- ・かかりつけ医対応力向上研修の実施
- ・保護者向け理解促進セミナー等の開催
- ・ペアレントメンターによる相談対応 など

【主な実績】

- ・ペアレントメンターの養成数 131人（R5.5末） など



② 医療的ケア児に関する支援

【取組例】

- ・医療的ケア児支援センターにおける相談対応（R4.7～）
- ・医療的ケア児等コーディネーターの養成
- ・地域の拠点病院や福祉サービス事業所等における人材育成
- ・小児科開業医等を対象にした在宅医療実技講習会の開催
- ・受入機能の拡充を目的とした施設設備整備費補助金 など

【主な実績】

- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数 12市町（R5.5末） など



Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

3 ひとり親支援について

(1) 現状

① 児童扶養手当受給者の状況（各年度3月末現在）

	H30	R1	R2	R3	R4
宮崎県（人）	13,651	12,894	12,731	12,377	11,927

※離婚を原因とする受給が約8割

② 離婚率の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
全国（%）	1.68	1.69	1.57	1.30	1.47
宮崎県（%）	1.89	1.92	1.80	1.64	1.68

※令和4年度の本県の離婚率は、全国で福岡県と並んで3番目に高い。

（1位沖縄県2.13%、2位大阪府 1.70%、3位宮崎県・福岡県 1.68% 4位北海道 1.65%）

(2) 課題

児童扶養手当の受給者数は減少傾向にあり、また、受給の主な原因である離婚についても、離婚率自体は低下傾向にあるものの、本県の離婚率は全国的に高い比率であり、ひとり親家庭への支援の必要性は依然として高いと考える。

今後とも経済的支援や就労支援等を継続的に実施することにより、ひとり親家庭の親の自立支援を促進していく必要がある。

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

(3) 主な取組

主な経済的支援

- ① 児童扶養手当支給事業
ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。
- ② ひとり親家庭医療費助成事業
ひとり親家庭の父、母又は児童に要する医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の負担を軽減する。
- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
ひとり親家庭に対し、無利子又は低利で、修学資金や就学支度資金など12種類の資金貸付を行う。

主な就業支援、生活支援

- ① ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業
ひとり親家庭の親が、看護師等の就職に有利な資格取得に向けて専門学校等で修業する場合に、給付金を支給し、安定した就業活動を支援する。
- ② 母子家庭等自立支援センター事業
就労支援員によるハローワークと連携した就業活動の支援や、医療事務等の資格取得に向けた講習会の開催等、ひとり親家庭の親の自立に向けた支援を行う。

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

4 ヤングケアラー支援

(1) 現状

ヤングケアラー実態調査結果（令和4年度）

目的：支援体制の在り方を検討するための資料とすること 等

対象：県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の全数及びその学校

	小学6年生	中学2年生	高校2年生
家族のお世話をしている人	3.8%	3.8%	3.2%
お世話をする頻度がほぼ毎日	46.3%	50.0%	49.4%
お世話をする時間が7時間以上	8.4%	11.8%	10.4%
ヤングケアラーという言葉の内容を知っている		23.5%	28.0%

(2) 課題

- ・ ヤングケアラーの背景には、高齢者等の介護のほか、貧困など他分野にまたがる問題が絡んでいるため、多機関連携による支援のあり方を検討していく必要がある。
- ・ 子ども自身やその家族はもとより、周囲の大人がヤングケアラーを正しく理解するため、社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組む必要がある。

Ⅱ 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

(3) 主な取組

- ① ヤングケアラー等支援体制整備事業
ヤングケアラーの現状について把握するとともに、相談対応窓口の機能強化を行うことで、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子ども
・若者を適切な支援に繋ぐ相談支援体制の構築を図る。
(事業内容)
 - ・ヤングケアラー支援者への実態調査
 - ・関係機関職員研修
 - ・ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ② こども家庭養育環境改善事業
ヤングケアラー等の養育環境に課題を抱える家庭への生活支援や子どもの居場所づくりに取り組む市町村を支援することにより、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進する。
(事業内容)
 - ・子育て世帯訪問支援推進事業
 - ・子どもの居場所支援推進事業